

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 南部大阪都市計画区域区分の変更

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている丹南地区について、計画的な開発事業が実施されることが確実となったことから、市街化区域と市街化調整区域の区分（以下「区域区分」という。）の変更を行う。

対象市名	地区名	変更内容
松原市	丹南地区	市街化調整区域から市街化区域へ編入

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、
松原市の都市計画において、用途地域の変更、防火地域及び準防火地域の変更、土地区画整理事業の決定及び地区計画の決定が予定されています。
内容については、松原市へお問い合わせください。

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の揭示場所及び揭示期間

(1) 揭示場所

市役所	府庁
松原市都市整備部まちづくり推進課	大阪都市計画局計画推進室計画調整課

(2) 揭示期間

令和8年8月10日（月）から同月24日（月）まで